

《記入例：表面》

【小学校新入学学用品費入学前支給申請用】

様式第1号（第5条関係）

就学援助費受給申請書兼世帯票兼口座振替依頼書
 【新規継続】

整理番号			

申請書提出日	学校受付年月日	教委受付年月日	認定月
令和5年 〇月 〇日	年 月 日	年 月 日	

（あて先）登米市教育委員会
 下記のとおり[—年度就学援助費／令和6年度新入学児童生徒学用品費(入学前支給)]を受給したいので申請します。
 また、認定後は、就学援助費を下記の口座へ振込願います。

児童生徒	氏名	生年月日	学年
	登米 一子	平成29年 5月 1日	登米市立 〇〇小学校 1年 組
		年 月 日	学年の欄は、令和6年度に入学予定の学校を記入してください。
		年 月 日	
			登米市立 学校 年 組

※ 児童生徒が小学校・中学校のどちらにも在籍している場合は、学校ごとに提出してください。

※ 児童生徒の欄が不足する場合は、別紙（任意用紙）に記入してください。

保護者（申請者）	現住所	登米市中田町上沼字西桜場18番地	☎ (0220) 34-2679
	1月1日現在の住所	※	
	フリガナ	トメ イチロウ	生年月日
	氏名	登米 一郎	昭・平 61年 6月 2日
	上記住所に居住した日	昭・平・令 61年 6月 2日	世帯人員 4人

※本年1月1日現在の住民登録地が現在と違う場合のみ記入してください。

□世帯構成状況（児童生徒も含む。）・・・生計を一にしている人全員を記入してください。

番号	氏名	世帯主から見た続柄	生年月日	職業（学校名・学年）	病気治療の有無(期間)
1	登米 一郎	本人	T・S H・R 61・6・2	会社員	有 (H30～)
2	登米 花子	妻	T・S H・R 63・1・4	パート	
3	登米 太郎	子	T・S H・R 26・12・15	〇〇小学校3年生	
4	登米 一子	子	T・S H・R 29・5・1	〇〇幼稚園	
5			T・S・H・R . .		
6			T・S・H・R . .		
7			T・S・H・R . .		
8			T・S・H・R . .		
9			T・S・H・R . .		
10			T・S・H・R . .		

※世帯員の欄が不足する場合は、裏面又は別紙（任意用紙）に記入してください。

◎就学援助費口座振込依頼書

金融機関名	〇〇 銀行 信用金庫 農協	1	2	3	4	種別	① 普通	口座番号（右詰め記入）			
	佐沼 支店	5	6	7	2当座		0	0	0	1	2
口座名義	(フリガナ)	トメ イチロウ									
	(漢字等)	登米 一郎									

注：口座番号は右詰め、口座名義の姓と名の間は1字空け、フリガナの濁点は1字で記入してください。

《記入例：裏面》

◎ 参考事項（就学援助を受けたい理由）

当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者は、該当する番号を○で囲み、必要事項は記入してください。

1 生活保護の受給（申請時現在）	開始年月日	年	月	日から
2 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止		年	月	日停止・廃止
3 個人事業税の減免				
④ 世帯に課税された市民税の非課税又は減免				
5 固定資産税の減免（家屋の新築等による減免を受けた場合を除く。）				
6 国民年金の掛金の免除（原則として全額免除に限る。）				
7 国民健康保険税の減免				
8 児童扶養手当の受給（原則として全額受給者に限る。）				
9 生活福祉資金の貸付				
10 その他（下記に詳しく記入してください。）				

(注) 上記1～9に該当する場合、それぞれの証明書又はその写しを必ず添付してください。

- ※ 申請に当たっては、現在の状況を正確に記入してください。
- ※ 証明書等の書類は、最新のものを申請者が全て揃えた上で、この申請書と一緒に提出してください。
- ※ 申請書の内容について、民生委員児童委員が調査に何うことがあります。
- ※ 提出された書類に不備等があると、認定審査ができない場合がありますので注意してください。

同意事項

私は、就学援助費の申請及び受給に関し、下記の事項に同意します。

- 私の世帯の課税状況、生活保護及び児童扶養手当の受給状況等を確認することを承諾します。
- 令和6年度新入学児童生徒学用品費（入学前支給）を受給した後に市外へ転出した場合は、転出先の教育委員会に新入学児童生徒学用品費（入学前支給）の受給について情報提供することを承諾します。
- 就学援助費の支給について、学校徴収金及び学校給食費に未納があり、学校長等から教育委員会へ連絡があった場合には、私の代わりに学校長等が就学援助費を受領しても異議ありません。

保護者名：登米 一郎

委任状

私は、市から支給される就学援助費の請求、受領及び物品購入に関する一切の事務及び学校徴収金の徴収に関する事務を在籍する学校の学校長に委任します。

保護者名：登米 一郎

■ここからは、申請者の方は記入しないでください。

就学援助を必要と認める者についての学校長の意見（児童生徒の世帯の状況）

※新入学児童生徒学用品費（入学前支給）の受給申請の場合は、学校長の意見は必要ありません。

(1) 就労状況、自己都合以外の退職等による生活困窮	(2) 学校納付金を減免中
(3) 学校納付金の納付状況	(4) 学用品、通学用品等の不足
(5) 病欠以外の欠席日数が多い。	(6) その他(具体的に記載すること。)

上記のとおり就学援助費の受給を必要とする児童生徒として報告します。

年 月 日

学校長 印

登米市教育委員会 様